

# 創業者のための税務の基礎

## 録画配信セミナー

創業・ベンチャー支援センター埼玉

開業アドバイザー 望月 由美子



創業・ベンチャー支援センター埼玉

Powered by  公益財団法人埼玉県産業振興公社

# 自己紹介

## 税理士 望月 由美子

### 【略歴】

事業を営む両親を手伝うため15歳から経理実務を行う。  
経営学部を卒業してから会計事務所に就職。約30年間に様々な業種と規模の決算書を作成。  
小規模企業の資金調達、収益改善や運営実務をコンサルティング。  
2008年、望月経営会計を設立。  
会計を経営に活かし、安心安全ポジティブな経営をサポートしている。

2011年埼玉県創業ベンチャー支援センターのアドバイザーに就任。  
延べ3,500人の創業前後の起業相談を支援。

### 【資格等】

経済産業省認定支援機関・経営コンサルタント・税理士・行政書士・キャッシュフローコーチ

# 本日の研修内容

- ① 利益に税率がかかる税金 ⇒ 所得税・事業税・住民税・法人税
- ② 利益と関係なく払う税金 ⇒ 印紙税・固定資産税(償却資産税)
- ③ 預かって納める税金 ⇒ 源泉所得税・住民税・消費税
- ④ 納税カレンダー
- ⑤ 税務調査について

# ①利益に税率がかかる税金

## 利益に税率がかかる税金

所得税・事業税・住民税・法人税

# ①利益に税率がかかる税金

【問題】100万円の利益と30万円の税金 手残りはいくら？

100万円 利益	キャッシュ 70万円
	30万円税金

利益0円

税金7万円

# ①利益に税率がかかる税金

## 法人(株式会社・合同会社)

- 法人税
- 地方法人税
- 法人住民税
- 法人事業税
- 特別法人事業税

## 個人事業主

- 所得税及び復興特別所得税
- 個人事業税
- 住民税

# ①利益に税率がかかる税金

累進課税とは・・・課税対象となる金額が高くなるにつれ税率も高くなる制度

【所得税】

課税される所得金額		税率	控除額
1 9 5 万円以下		5%	0
1 9 5 万円超	3 3 0 万円以下	10%	97,500
3 3 0 万円超	6 9 5 万円以下	20%	427,500
6 9 5 万円超	9 0 0 万円以下	23%	636,000
9 0 0 万円超	1, 8 0 0 万円以下	33%	1,536,000
1, 8 0 0 万円超	4, 0 0 0 万円以下	40%	2,796,000
4, 0 0 0 万円超		45%	4,796,000

【事業税】 ◆個人・・・課税所得が290万円を超えると5%  
◆法人・・・課税標準額×法人事業税率(次頁)

【住民税】 課税所得の10%

# ①利益に税率がかかる税金

法人の場合、大まかに3割くらい

課税対象額	適用関係	税率
800万円以下	下記以外の法人	15%
	通算制度における事業者	19%
800万円超		23.20%

法人の税金	計算式
法人税	課税所得 × 法人税率
法人住民税	法人税 × 地方法人税率
地方法人税	均等割 + 法人税割
法人事業税	課税標準額 × 法人事業税率
特別法人事業税	法人事業税（所得割・収入割） × 特別法人事業税率



## ②利益と関係なく払う税金

# 利益と関係なく払う税金

印紙税・固定資産税（償却資産税）

## ②利益と関係なく払う税金

# 印紙税

1. 5万円以上の領収書には200円の収入印紙を貼って渡す。
2. 法人設立の時15万円。※特定創業支援を使うと半額に!
3. 借入時の金銭消費貸借契約書や業務委託契約書に貼る。
4. 国税庁HPで印紙表を入手できる。
5. 税務調査で必要な印紙を貼っていないと、貼るべき額の3倍!

※合法的に節約する方法 → 電子契約書を使えば印紙は0円!

## ②利益と関係なく払う税金

# 固定資産税（償却資産税）

1. 土地も建物もないのに固定資産税を払う理由は？  
内装工事・機械設備等「**減価償却する物**」が該当。
2. 減価償却費って？  
300万円の設備÷6年（法定耐用年数）=50万円が**減価償却費**  
→毎年、50万ずつ経費化していく
3. 毎年12月に市区町村から申告用紙が届く。  
→自動車とソフトウェア等無形資産を除いた資産を記載する
4. 税率は1.4% 150万円以下の資産は免税（申告は必要）。
5. 節税するなら「リース契約」

## ③預かって納める税金

# 預かって納める税金

# 源泉所得税・住民税・消費税

## ③預かって納める税金

# 源泉所得税

1. 給与を支払う事業者が、所得税を天引きして、翌月10日に納税。
2. 従業員が10人未満の場合「特例納付の届け」を出せば年2回に軽減可。  
(1~6月分を7月10日、7~12月分を1月20日までに納税)
3. 給与から天引きする所得税は、「源泉徴収税額表」などで確認。  
※この表は、給与支払い設置届けを出すと税務署から届く

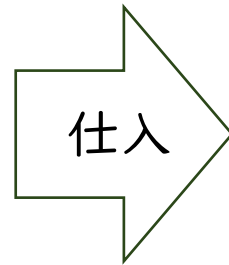
# 住民税

住民税は課税所得の一律10%

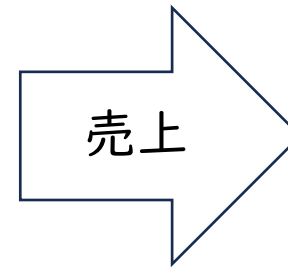
## ③預かって納める税金

# 消費税

### ・基本の仕組み



仕入  
330円  
(内税30円)



売上  
1100円  
(内税100円)



預かった消費税	100円
△支払った消費税	30円
<u>納税額</u>	<u>70円</u>



仕入れ控除する

## ③預かって納める税金

# 消費税

### 課税期間と対象年度

1年目	2年目	3年目	4年目
売上1100万	売上900万	売上950万	売上1100万
免税	免税	課税	免税

- ・創業2年間は、消費税を預かって納税義務が無い。
- ・3年目課税なのは、1年目の売上額による。
- ・2年前の売上を基準にする。
- ・インボイス番号を取得すると、このルールに関係なく消費税課税業者になる。

## ③預かって納める税金

# 消費税

## 「インボイス」って何？

- 令和5年10月からインボイス制度が開始。
- インボイス番号がないところからの仕入控除ができなくなる。
- インボイス番号を取得すると、消費税納税業者になる。  
創業から2年間の特典は、使えなくなる。
- 取引先が法人の場合は取得。個人ならしなくても良い。
- インボイス番号を取得するには税務署に届出が必要。
- 特に個人事業主は早めに申請して番号を取得する。





## ④納税カレンダー

# 納税のタイミング

## ④納税カレンダー

### 法人の場合

- ・法人税
- ・法人住民税
- ・地方法人税
- ・法人事業税
- ・特別法人事業税
- ・消費税

決算から2ヶ月以内

- ・源泉所得税
- ・住民税  
(特別徴収)

毎月または半年ごと

- ・印紙税
- ・固定資産税

その都度

# ④納税カレンダー

税目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
所得税及び復興特別所得税				7/31 予定納税① 334				11/30 (12/2) 予定納税② 334				3/15 確定納期限
住民税			6/30 (7/1) 第1期 250		8/31 (9/2) 第2期 250		10/31 第3期 250			1/31 第4期 250		
消費税及び地方消費税												3/31 確定納期限
事業税					第1期分			第2期分				
源泉所得税	3/10(3/11) 1,000	5/10 1,000	6/10 1,000	7/10 1,000	8/10(8/13) 1,500	9/10 1,000	10/11 1,000	11/10(11/11) 1,000	12/10 1,000	1/10 1,300	2/10 1,000	
固定資産税		第1期分 0		第2期分 —					第3期分 —		第4期分 —	
自動車税		5/31(6/2) 34										
合計	1,000	1,034	1,250	1,334	1,750	1,000	1,250	1,334	1,000	1,550	1,000	—

## ⑤税務調査について

# 税務調査

## ⑤ 税務調査について

# 税務調査を恐れよ

- 社長の個人的な経費が調査で否認された場合、法人税、消費税、源泉所得税、トリプルパンチ
- 偽装・隠ぺいと認定されると重加算税
- 重加算税35%の怖さ
- 本来払うべき税金の2倍!
- 社会的信用の失墜 税務署は有名人をリークする ある意味見せしめ
- 3年は泳がされる
- こんな会社は選ばれる
- 黒字、急に売上が増えたが、利益はでてない
- KSKが異常値と判断した場合
- 統計データより多くても少なくとも選ばれる
- 現金商売は、無予告調査がある その対処法